

市長・副市長の退職手当について

市長・副市長の退職手当は、任期ごとに支給され、市長の計算式は、退職日前の給料月額×48カ月×0.35となり、副市長の計算式は、退職日前の給料月額×48カ月×0.25となります。

任期満了時の給料月額が、市長が926,200円、副市長が799,700円でしたので、退職手当の額は、市長が15,560,160円、副市長が、9,596,400円になりますが、これらの額から、所得税、市県民税が控除されて支給されます。